

## 令和7年度中芸日本遺産パンフレット作成業務委託企画提案募集要項

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

令和7年度中芸日本遺産パンフレット作成業務

#### (2) 業務目的、業務内容、契約期間

別紙「企画提案仕様書」のとおり

#### (3) 委託上限額

900,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により安田町における一般競争入札等の参加を制限されていない者であること。
- (3) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 安田町暴力団排除条例（平成23年条例第10号）第2条第1項第1号及び第2号の規定に該当しない者であること。

### 3. 企画提案募集・選定スケジュール

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 募集開始        | 令和7年6月11日（水）         |
| 質疑書提出期限     | 令和7年6月18日（水）17時00分必着 |
| 質疑書への回答     | 令和7年6月20日（金）         |
| 参加申込書提出期限   | 令和7年6月25日（水）17時00分必着 |
| 企画提案書提出期限   | 令和7年7月2日（水）17時00分必着  |
| 審査          | 令和7年7月初旬             |
| 審査結果通知・契約締結 | 令和7年7月初旬             |

### 4. 質疑・回答

本企画提案募集に関して質疑がある場合は、以下の（1）～（4）により質疑書を提出すること。

- (1) 提出期限： 令和7年6月18日（水）17時00分必着
- (2) 提出先： 11. に記載の部署
- (3) 提出方法： 電子メールへの添付

- (4) 提出様式： 様式は自由とするが、提出者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- (5) 回答方法： 質問者へ直接回答するとともに、他の参加申込者にも質問及び回答を都度連絡する。

## 5. 参加申込

本企画提案募集に参加を希望する者は、以下の(1)～(4)により参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限： 令和7年6月25日(水)17時00分必着
- (2) 提出先： 11. に記載の部署
- (3) 提出方法： 持参、郵便又は電子メール
- (4) 提出様式： 様式は自由とするが、提出者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

## 6. 企画提案書の提出

本企画提案募集に応募する場合は、以下の(1)～(6)により企画提案書を提出すること。

- (1) 提出期限： 令和7年7月2日(水)17時00分必着
- (2) 提出場所： 11. に記載の部署
- (3) 提出方法： 持参(平日の9時00分～17時00分)又は郵送(書留郵便、配達証明またはレターパックプラスに限る。)

### (4) 提出部数

正本1部、副本6部

### (5) 内容

- ① 会社概要
- ② 企画提案内容(A4判、20ページ以内、パンフレットの表紙及び紙面がイメージできる内容を組み込むこと。)
- ③ 実施体制(担当者の業務実績を含む。)
- ④ 実施スケジュール
- ⑤ 見積書
- ⑥ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明(発行日から3箇月以内のもの。写し可。)

### (6) 応募書類の取扱い

- ① 提出された応募書類は、本企画提案募集手続における受託候補者の選定以外の目的では使用しない。

- ② 提出された応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ③ 提出された応募書類は返却しない。
- ④ 提出された応募書類の著作権は、提出者に帰属する。

## 7. 審査及び選定

### (1) 審査基準

企画提案書の審査は次の基準による。

| 審査項目        | 審査内容                      | 配点    |
|-------------|---------------------------|-------|
| パンフレットの企画内容 | 中芸日本遺産に興味を抱かせるか。          | 20 点  |
|             | 中芸日本遺産に関連する観光資源の魅力が伝わるか。  | 20 点  |
|             | 中芸日本遺産への理解が深まるか。          | 15 点  |
|             | 中芸日本遺産のイメージに合っているか。       | 15 点  |
| 実施体制        | 提案内容を確実に実施できる体制が確保されているか。 | 10 点  |
| 実績          | 本業務と同様又は類似した業務の実績があるか。    | 10 点  |
| 経費          | 企画提案内容に対し妥当な積算であるか。       | 10 点  |
| 合計          |                           | 100 点 |

### (2) 受託候補者の選定方法

- ① 審査委員が、「(1) 審査基準」に基づき、企画提案書及び見積書を審査・採点する。
- ② ①による各審査委員の採点の平均点が最も高い者を受託候補者として選定する。
- ③ 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。
- ④ ②、③にかかわらず、各審査委員の採点の平均点が 60 点未満の場合は、受託候補者として選定しない。

## 8. 選定結果の通知・公表

受託候補者選定後、受託候補者に対しては選定された旨を、受託候補者以外の提案者には選定されなかった旨を書面で通知する。

## 9. 契約

- (1) 受託候補者と中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載

した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 10. その他

- (1) 提出物作成に必要な資料は、参加者に提供する。
- (2) 本プロポーザルは、パンフレット作成に関する優れたアイデアと業務能力を有する事業者を選定するものであり、パンフレットの最終的なデザイン及び掲載内容は受託者と中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会との協議のうえ決定するため、企画提案によるデザイン及び掲載内容を変更する場合がある。

## 11. 担当部署及び問い合わせ先

〒781-6421 高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地  
中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会事務局  
電話：0887-30-1865 FAX：0887-30-1866  
メールアドレス：yuzurintetsu@mk.pikara.ne.jp